

「(仮称)佐倉市自治基本条例(素案)」に対する意見

氏名	
住所	

- 1 意見が長文にならないよう、なるべく簡潔に記入してください。
- 2 提出された意見は返却いたしません。また、著作権は佐倉市に帰属されます。
- 3 提出は、下記まで持参いただくか、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法でお願いします。

(提出先・問い合わせ) 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

佐倉市役所 企画政策部 企画政策課

FAX 043-486-8720 電子メール/ kikakuseisaku@city.sakura.lg.jp